式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）

二　その提供を受ける携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者

第二十五条の七の次に次の三条を加える。

（卸電気通信役務に関する契約約款）

第二十五条の七の二　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件（同号（イを除く。）に掲げる事項に限る。）について契約約款を定め、公表しているものを総務大臣に届け出ることができる。この場合において、当該契約約款による当該卸電気通信役務の提供の業務に係る同条の規定の適用については、同条中「は、次に掲げる事項」とあるのは、「は、次に掲げる事項（第四号に掲げるものを除く。）」とする。

2　前項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、同項の契約約款を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3　第一項の規定により届け出た契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

4　第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三　法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

第二十五条の七の四　法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

第二十五条の九の次に次の一条を加える。

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五条の十　法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法第二十九条第一項の規定による命令（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してしたものであつて、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

二　法第三十条第一項及び第三項第二号の規定による指定並びに同条第五項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

三　法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

四　法第三十三条第六項及び第八項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

五　法第三十四条第三項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

六　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してした行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

第二十七条の二第二号及び第二十七条の二の二第二項中「二十九まで」を「三十まで」に改める。

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号）

第二十九条の四　法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。

一　ドメイン名

二　アイ・ピー・アドレス

第三十二条第一項に次の一号を加える。

七　本邦に入国する者が、自ら持ち込む端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該者の入国の日から同日以後九十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。

第五十四条の二第一号中「第十八条第三項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の二　法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一　ドメイン名の一部（ドメイン名の末尾を含むものに限る。以下同じ。）の前に任意の文字を付し、新たなドメイン名として使用する権利を有する電気通信事業者が、当該ドメイン名の一部に関して提供する電気通信役務であつて、次に掲げるもの

イ　国、地方公共団体その他これらに類するものの名称を表す文字及びドットの記号の組合せによるドメイン名の一部として総務大臣が別に告示するものに関して提供するもの

ロ　契約数が三十万以上のもの（イに掲げるものを除く。）

二　前号に規定する電気通信役務以外の電気通信役務（他人の電気通信設備に記録された情報の複製により、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を用いるものを除く。）であつて、契約数が三十万以上のもの

2　法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3　法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。

一　数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二　数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

第六十九条第一項中「の各号」を削り、「当該申請等」の下に「（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）」を加え、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

第六十九条第一項第四号中「第十七条第一項」を「第十七条第二項」に改め、同項第十八号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「当該届出又は報告」の下に「（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「第十七条第一項」を「第十七条第二項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係）

一　電話（アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービス

二　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービス

三　無線・ＰＨＳインターネット専用サービス